

平成三十年七月二十四日受領
答弁第四三七号

内閣衆質一九六第四三七号

平成三十年七月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員松田功君提出透析患者等の通院に対する支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松田功君提出透析患者等の通院に対する支援に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「他の疾病」及び「透析患者等」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、地域における移動手段として透析患者が利用できるものの確保については、地域の実情に応じて、地方公共団体等が中心となって様々な事業が行われていると承知しているが、政府としては、現時点において、「通院のための「足」の確保という観点から、病院の送迎バスに対して地方自治体が補助する場合、あるいは病院への通院のための「足」としてのバス等を地方自治体が運行する場合、それに対して国が補助することが出来る仕組み」又は透析患者に着目した「通院のためにタクシーを利用する際の地方自治体の補助に対して、国が補助することが出来る仕組み」のような制度を創設することは考えていない。